一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和7年8月分)

	行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1			愛知県小牧市新町三丁目 430番地		愛知県小牧市新町三丁目 430番地	輸送施設の使用停止 (60日車) 及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第1 項	令和6年12月24日監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(2)点呼の記送録事工備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等に依客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監養等第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	25	17
2			岐阜県多治見市平和町1 丁目163番地	多治見営業所	岐阜県多治見市田代町1 丁目65番地		旅客自動車運送事業 運輸規則第13条	令和7年3月26日監査方針に基づいて、監査を 実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第1 3条)	3	3